

## 後見人等の報酬の実情調査の趣旨について

### 第二期計画 15頁以下より抜粋（適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等）

・・・後見人等の適切な報酬の算定に向けた検討と申立費用・報酬の助成制度の推進等については、併せて検討される必要がある。・・・

#### ➤ 適切な報酬の算定に向けた検討

・・・専門家会議では、本人への丁寧な面談やケア会議などへの出席といった日常的な関わりに応える報酬設定とすることが望ましい、専門職後見人には専門性に応じた適切な報酬が支払われるべき、後見人等の質（地方公共団体や専門職団体等による能力向上のための研修の受講の有無）、属性（専門職か否か）、本人の財産の多寡、地域の状況も適切に評価すべきなどの指摘や、実態の把握を適切に行うべきなどの意見があった。・・・

#### ➤ 成年後見制度利用支援事業の推進等

低所得の高齢者・障害者に対して申立費用や報酬を助成する成年後見制度利用支援事業については、市町村により実施状況が異なり、後見人等が報酬を受け取ることができない事案が相当数あるとの指摘がされている。

そのため、全国どの地域においても成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、市町村には、同事業の対象として、広く低所得者を含めることや、市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合の申立費用及び報酬並びに後見監督人等が選任される場合の報酬も含めることなど、同事業の実施内容を早期に検討することが期待される。

国は、上記の観点から、市町村の成年後見制度利用支援事業の取扱いの実態把握に努め、同事業を全国で適切に実施するために参考となる留意点を示すなど、全国的に同事業が適切に実施される方策を早期に検討する。また、・・・早期に考え方が整理されることが期待される適切な報酬の算定に向けた検討と併せて、市町村が行う同事業に国が助成を行う地域支援事業及び地域生活支援事業についても、必要な見直しを含めた対応を早期に検討する。・・・

後見人等が報酬を受け取ることができない事案の実情を把握することは重要であり、現状の報酬付与額や報酬が受け取れていない実情について参考となる数値も含めて示すことにより、今後の運用改善の取組全体に活かすことができる。

※報酬付与は裁判事項であり、実情調査の結果が報酬付与額の相場であるなどとして今後の運用の検討を拘束することにはならない。

調査内容について厚生労働省の打合せ等を経て、本年7月15日に調査依頼の発出



# 実情調査の概要 1 調査対象事件について～事件の抽出方法～

## ★調査対象事件★

平成28年1月1日から令和元年12月31日までの間に、後見開始、保佐開始、補助開始又は任意後見監督人選任の審判申立てがなされ、調査時において管理継続中の事件のうち、令和4年9月に監督事件等が立件される予定の事件。ただし、令和3年の監督処分（報酬付与審判）時点において後見人等が複数選任されている事件（各監督人が複数の事件を含む。）及び報酬付与審判における報酬付与の対象期間が12か月以外のものは除く。

### ①申立て時期による抽出

管理継続中の事件のうち、現行システムが全国導入された平成28年以降に受け付けた事件を抽出

事件管理システムに入力済みのデータを有効活用します



### ②監督事件等の立件時期による抽出

※各事件について、概ね年1回の報告書提出時期を定め、監督事件等を立件している。

①で抽出した事件のうち、令和4年9月に監督事件等が立件される予定（報告書の提出時期が9月）の事件を抽出

①及び②により抽出された事件について

## 令和3年の報酬付与に関する実情を調査

【昨年の実績とした理由】  
報酬付与審判までにタイムラグがある  
→集計作業の開始時期の見通し困難

昭和 平成 令和 現在



H28.1.1~R1.12.31

抽出

抽出

1月

9月

12月

①及び②により抽出された事件

※ 同一条件の事件で適切な分析をするために、令和3年の監督処分（報酬付与審判）の時点で、  
(1)後見人等・監督人が複数選任されている事件  
(2)報酬付与の対象期間が12か月以外の事件は除く。

## 実情調査の概要 2 調査項目について

### ◆ 基本情報

現在の類型	市区町村長 申立て	本人の年齢	開始原因	流動資産額
後見、保佐、補助、 任意後見	首長申立てか否か		認知症か それ以外か	預貯金・現金の合計額（後見 制度支援信託・預貯金を含む。）

### ◆ 後見人等に関する調査項目

本人との関係	報酬付与申立 ての有無	報酬付与額	付加報酬の求めの有無 （有の場合、その内容が次の事項に該当するか）
親族、弁護士、司法書士、 社会福祉士、法人（社会 福祉協議会又はその他の 法人）、市民後見人など		報酬付与審判書 に記載されている 金額	①本人財産にかかる法的な紛争対応・調整等（訴訟・調停・審 判、遺産分割協議、示談、自己破産、債務整理、相続手続） ②不動産任意売却 ③身上保護（居所変更、介護サービス等の申請に関する事務、 虐待対応など）

### ◆ 監督人に関する調査項目

本人との関係	報酬付与申立 ての有無	報酬付与額	付加報酬の求めの有無 （有の場合、その内容が次の事項に該当するか）
弁護士、司法書士、社会 福祉士、法人（社会福祉 協議会又はその他の法 人）など		報酬付与審判書 に記載されている 金額	後見人等と同様の上記①～③の事項について、本人を代表し、 又は同意した場合に該当するか。

★これらの項目を基に、報酬が受け取れていない事案のうち、回収見込みがないために報酬付与の申立て自体をしない事案の概要を把握する。

※報酬付与がされたものの、現実に回収できなかった事案について裁判所の調査によって全国的網羅的に把握することは困難。

## 実情調査のスケジュールについて

時期	進行内容
令和4年3月	第二期基本計画の閣議決定
同年5～6月	調査内容について、厚生労働省等との打合せ
同年7月15日	全国の家庭裁判所に対して、調査依頼を発出
同年9月～11月	各家庭裁判所による実情調査の実施
同年11月11日	最高裁判所への報告期限
～令和5年1月	調査結果の集計作業
同年2月21日	運用改善等WGで調査結果を報告

